

「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」の唱念に就いて

神保如天

我が宗門（臨濟、黃蘗も同様だが）では、凡そ讀經誦諷することあれば必ず回向文を唱へる。多くの場合、回向文は維那一人之を唱ふるのであるが、其の文の終るや大衆同音に合掌して、「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」と聲を引いて唱念する。それが讀經の大小長短に拘はらず、廣略公私を論ぜず、僧衆の多寡を問はず、殆ど例外なしに、其の度毎に煩雜を厭はず之を唱ふる。

試みに現行の『洞上行持軌範』の朝課諷經の條を見ると、「朝課諷經ハ第一佛殿諷經、第二應供諷經、第三祖堂諷經、第四歷朝皇靈諷經、第五祠堂諷經ナリ。毎諷經ノ始メニ住持ハ佛前ニ進テ燒香ス。（中略）諷經畢リ最後ノ十方三世云々ノ時、侍者行者ハ頓拜ノ座具ヲ收メ乃至出殿シ北面併立ノ住持ノ出ルヲ祇候ス」とある。この『軌範』の定むる朝課諷經だけで五回の回向文があり、従つて五回の唱念がある譯である。予の寺では此の外に、先師の諷經、兩貫首并に管長貌下等の福壽無量の諷經、鎮守堂の祈禱諷經、韋馱天諷經等を營むので、これに年月忌等の諷經を加ふれば、朝課時だけでも十回以上

「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」の唱念に就いて

の唱念をする。それに日中、晚課、或は施主回向、臨時種々の誦經、一度として回向文と十方三世云々の唱念とを省略したことは無い。

それほど十方三世云々が盛に唱へられるに拘はらず、其の起原、由來、意義等に就いて未だ會て之を記述し之を論じたものを見受けない。只傳統に隨つて和尚も沙彌も、ゴーンを鑿子が鳴れば任運に合掌して長聲に「十方三世一切諸佛……摩訶般若波羅蜜」と唱へる。或はこれが本當の宗教的意義に合ふのかも知れないが、然し理智的な現代人に向つて多少の歴史的考察、其の意義を説明することも強ち無益の業ではなからう。

二

『洞上行持軌範』の上卷に日課三時諷經回向として其の回向文が載せてあるが、其の回向の後に十方三世云々を唱へよとは書いてない。前掲の朝課諷經の進退を示すところにも、只「諷經畢り最後ノ十方三世云々ノ時」とあるだけで、特に「十方三世云々ト唱フベシ」といふ規定は何處にも無い。規定する必要を認めない迄に傳統的に約束づけられてゐるのである。

日分行持のところでは特に十方三世云々を唱ふことの指示はないが、月分、年分、或は臨時の行持には、之を示した例は少くない。例へば三十一日晡時略布薩の項に「戒師回向ヲ唱フ云ク、上來説戒功德回散霑法界和南聖衆 十方三世云々 了普同三拜散堂（上卷）」又二月十四日晡時土地堂念誦の回向文を掲げて「十方三世云々 念誦了ル（中卷）」、五月十三日啓建楞嚴會の項に「次ニ維那回向ニ云ク 上來諷經功德回向……法界有情同圓種智 十方三世云々 普同三拜衆散

堂（中卷）」、その他八月一日日晚課施餓鬼の回向、九月廿八日兩祖宿忌の回向、三佛會の回向等の畢りに十方三世云々とあり、尊宿入龕念誦後の回向文「（前略）再勞大衆念十方三世一切諸佛云々」（下卷）等とあるの類、其の數甚だ多いのである。是れに由つて觀れば、日分はいふに及ばず、月分、年分、臨時に於いても、特例の外、十中の八九は回向文の後に十方三世云々を唱ふるのが通例といつてよろしい。

明治廿一年十一月に編纂完成を告げた『洞上行持軌範』にさへ、回向文の後に必ず十方三世云々と唱へよと指示はしてない、それでも宗門僧侶は少しも躊躇せず、十方三世云々と唱へる、ことほど左様に長い傳統が之を習慣づけて來たのである。月分や年分の回向の後にも唯「十方三世云々」とあるだけで、一つも「十方三世一切佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶羅般若波羅蜜」の全文を書いて無い。それでも宗門僧侶は一人として「十方三世云々」の省略文で不満を感ずる者は無いのである。

三

既に述ぶるやうに「十方三世云々」の唱念が宗門に流傳し弘布し普及せられるに至つた歴史的方面を少しく考察して見たい。先づ高祖道元禪師に就いて一瞥して見やう。

高祖の御時代には三時の諷經といふものは無いのであるから、其の回向文もない、従つて「十方三世云々」の唱念も無い譯である。それでも高祖の御撰述中四ヶ處に之を發見することが出来る。一は『永平廣錄』の卷一、興聖寺語錄中の上堂の語に云く

「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」の唱念に就いて

上堂。云、今日山僧與兄弟上堂一上、以用供養十方三世三寶。西天四七、東土二三。天下鼻孔、古今眼睛、乾屎橛、麻三斤、禪板蒲團。上來梵修、無限勝因。回向蝦蟆跳上梵天。蚯蚓走過東海。雲來水來、作馬作牛。十方三世一切諸佛。諸尊菩薩摩訶薩。摩訶般若波羅蜜。

二は『永平大清規』中の知事清規、典座の章に云く

隨宜而諷經回向竈公也。回向云。上來諷誦某經。又云上來諷誦功德回向當山竈公眞宰護法安人者。十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。

三には正法眼藏『安居卷』の土地堂念誦の後に云く

念誦功德、並用回向護持正法土地龍神、伏願、神光協贊、發輝有利之勳、梵苑興隆、永錫無私之慶、再憑尊衆念、十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。

四には『永平祖師得度略作法』の授戒後に云く、

次回向、本師燒香、合掌唱言、當此時、十方佛土中瑞相顯現、地動六種、華雨四種。(中略)持此善根、與諸有情平等共有回向、回向無上正等菩提。嗚尺一下、大衆同音、十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。

以上の四を年代順に配すれば

一、「興聖寺語錄」中に存する上堂語、年代は不明であるが興聖寺在在中、天福元年から仁治三年の頃、高祖の三十四五歳から四十二三までの間のものである。

二、嘉禎三年丁酉(皇紀一八九七)結制日の撰に成る『永平祖師得度作法』で興聖寺在在時代、高祖三十八歳の時であ

る。

三、『安居卷』は寛元三年乙巳（一九〇五）夏安居六月十三日、越前大佛寺時代の示衆にして祖齡四十六。

四、『知事清規』は寛元四年丙午（一九〇六）夏六月十五日、越前永平寺最初の撰にして祖壽四十七。

以上の例示に依て知らるゝ如く、高祖に於いては、凡そ回向と稱するところには必ず十方三方世云々の唱念のあつたことは明らかである。殊に四處とも「十方三世云々」と記せず、「十方三世……般若波羅蜜」までの全文を擧げてあることに注意しなくてはならぬ。それは高祖は支那よりの最初の傳持者であると同時に、日本に於ける創唱者としての用意の周到なるに依ることを認めなくてはならぬ。

十方三世云々といふ發音は高祖の當時に於いては極めて當然であつた。前掲の『安居卷』の土地堂の回向文にしても、『知事清規』の竈公諷經のそれにしても「念誦功德並用回向云々」、或は「上來諷誦功德回向云々」と發音したのである。

これを唐韻と稱してゐる。回向文そのものが唐韻だから「十方三世」の發音で能く相應する。『得度作法』の四向文は現在は訓點がついてゐるが、是れは面山和尚が較合した時に或は訓點を施したのではあるまいかと思ふ。高祖はやはり唐韻でおよみになり、「十方三世」の唱念であつたのではなからうかと思ふ。現行の四向文は全部訓讀であるのに、「十方三世」だけ唐韻で讀み、誦者も聽者も一向解らずに居ることは如何なものであらうか。大いに改めてよいと思ふ。上堂語は無論他の三とは全く趣きの異なることは敢へて言ふまでもあるまい。

四

「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」の唱念に就いて

太祖の『瑩山清規』は高祖滅後七十二年の元亨四年甲子（一四八四）に至り、大乘、永光、總持に於いて勤修せられた日中、月中、年中行持其の他の細則を集録せられたものである。太祖の時代には三時の諷經の行はれたことは此の清規に依つて明瞭である。月中行持の朔望に應供諷經の回向文を載せ、文の畢りに「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」と明記し、次下の回向文の尾には「十分三世云々」の省略語が置いてある。すべての回向文に一々「十方三世云々」と極めて叮嚀に記されてゐるのは諷經の創唱者としての用意が伺はれる。

要之「十方三世云々」の唱念は、高祖太祖の兩祖に其の源を發し、滔々七百年、子々孫々相傳へて、津々浦々まで今日流布して、上は禪師より、下は鷗鳥に至るまで、「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」を唱念せざるは無い。淨土教の南無阿彌陀佛の稱名は發音も平易であり又簡潔でもあるので、僧俗と信不信とに拘はらず、何人も能く唱ふるところであるが、之に反して「十方三世」は字數も多く發音も稍々晦澁であるけれども、宗門の道俗に斯くも普及し、而も一々合掌して長聲に唱ふところは、態度も甚だ敬虔に見え、音聲も自然の音律にかなひ、殊勝の心持を以て聞くことが出來て、誠にありがたく感ぜられるのである。

高祖太祖の唱念は「十方三世一切諸佛云々」であるが、現今一般に唱へられてゐるのは「十方三世一切佛云々」である、即ち一切諸佛の諸の一字が脱けて、前者は八字であるが後者は七字である。尤も諸尊菩薩摩訶薩も、摩訶般若波羅蜜も共に七字であるから、十方三世一切佛も七字にした方が能く音が調ふ譯である。然し諸の字を脱いたのは後人が勝手にしたのではなく古徳に其の例がある。

南宗建炎の頃（一七八七—一八二二）眞歇青了禪師（丹霞子淳の法嗣、天童廣智の法兄）が楞嚴會回向文を作つた。

上來現前比丘衆、諷誦楞嚴秘密呪、回向護法衆龍天、土地伽藍諸聖造、(中略六句) 山門鎮靜絕非虞、檀信歸崇增福慧、
十方三世一切佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜。

これは今現に『洞上行持軌範』中卷五月十二日楞嚴會普回向牌調認のところに全文が出て居り、楞嚴會には唐韻下大衆同音に誦んでゐる。回向文が全部七字の十二句より成り、普回向として「十方三世云々」の三句も續けて讀む便宜上、諸字を省いて十方三世一切佛としたものであらう。然し兩祖の示されたのは「十方三世一切諸佛」なるに拘はらず、眞欲和尚の七字句に従つたといふのではなく、自然に七字の方が唱ひ易いから、さうなつた迄であらう。只其れには斯うした七字句の據り處があるといふことだけを附記したに過ぎない。

五

日本の曹洞宗としては高祖太祖に其の起原を求むれば其れで十分である。然し更に歴史的に之を考證する時には、どうしても支那に其の淵源を探らねばならぬ。支那に於ける禪門の清規に溯つて見ねばならぬことになる。

唐の元和年間に百丈懷海禪師が今から約千百廿餘年前に叢林を開闢し清規を創制せられた。その『百丈古清規』は現存してゐないから、今は之を知る由も無いが、其の次に出來た清規は、百丈滅後二百九十年を過ぎて宋の徽宗の崇寧二年癸未(一七六三)に、長蘆山の崇願禪師が『禪范清規』を編輯して百丈の古規を再興した。之を一名『崇寧清規』ともいふ。本年から八百三十三年前に出來たもので、高祖の『大清規』は主として此の『禪苑清規』に據られたことは能く人の知るところである。現存する清規としては最古のもので亦最も權威あるものといふべきである。

「十方三世一切諸佛、諸尊菩薩摩訶薩、摩訶般若波羅蜜」の唱念に就いて

その『禪苑清規』は十卷あつて其の第二卷の「念誦」の項の下には

於土地前集衆念誦詞云、竊以薰風肩野(中略)仰憑尊衆長聲念云

又云、念誦並用回向護持正法土地龍神(中略)協贊發揮有利之勳梵苑興隆永錫無私之慶再念尊衆念十方等略聲法事擴鼓赴堂也

とあり。卷七の「亡僧」の略聲法事の下には

又回向云、伏願神超淨域業謝塵勞(中略)佛授一生之記。又云再勞尊衆念十方三世等

又卷九「沙彌受戒文」には

戒師聞梵聲秉爐至梵終回向云上來剃頭受戒先用回向堂頭和尚(中略)四恩總報三有齊資、法界衆生同圓種智、爲如上緣念、十方三世一切諸佛、諸尊菩薩、摩訶般若波羅蜜。

此の他にも尙ほ數箇處あるが此に之を略する、「十方等」といひ、「十方三世等」とあるところを観ると、當時既に其の唱念が一般に行はれて周知のことであつたものと推せられる。「受戒回向文」のところ全文が擧げられてゐるが、諸尊菩薩の四字のみで摩訶薩の三字の無いのが異様に感ぜられる。或は傳寫の間に遺落したのではあるまいかと思ふ。

如此、「十方三世」の唱念が『禪苑清規』に現はれてゐる程だから可なり古くから行はれたものであることが知られる。或は百丈の『古清規』中に既に存してゐたのでは無からうかとさへ考へられるが、今之を詮索する方法の無いのは如何にも遺憾である。

この「十方三世一切諸佛云々」の三句は所謂 清淨法身盧遮那佛等の十聲佛（或は十佛名、十號）中の略聲であることは明らかなる事實である。十方三世の起原を討ぬるときは自然十聲佛の淵源を究めねばならぬ。十聲佛の起原を究めれば當然略聲の十方三世云々のそれも明瞭となる譯である。現行の十佛名、高祖並に太祖の唱へられし十聲佛、『禪苑』、『勅修』等の清規に現はれたる十佛號、更に律の上に現はれし十號、彌天の道安の創唱せし十佛名等を歴史的に考證せねばならぬのである。然しそれを爲すには數十頁の紙面を假らねばならぬ。又十佛名の解釋、宗門に之を唱念する意義等を詳細に論ずるには尙ほ其の倍數を要するであらう。今此の實踐宗乘研究會々報の貴い紙面を餘りに獨占することは甚だ敬意を失ふることになるから、今回はすべて其れらを割愛して、單に「十方三世一切諸佛」の唱念が、高祖太祖の兩祖に起原し、遠く千年前の『禪苑清記』に淵原するものなることだけを叙べて筆を擱くこととする。何れ機會を得て十佛名の史的考證、三寶唱念の宗門的意義等に就いて卑見を開陳し度いと思つてゐる。

（二五九五、一一一、六稿）